

2021年8月31日

緊急事態宣言の愛知県への適用に対する弊会議所の対策について

公益社団法人 名古屋青年会議所
2021年度（第71年度）専務理事 松永圭太

日頃より、名古屋青年会議所の活動に対し、格別のご配慮を賜っておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府から発出された愛知県を対象とする緊急事態宣言が発令されたことを受け、弊会議所におきましても感染の拡がりを防ぐ観点から、9月12日までの間、従前実施しておりました下記の対策を継続いたします。なお、下記対応は2021年8月31日時点のものとなり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の動向を注視しながら、国並びに愛知県からの要請に従い、適宜見直してまいります。

記

1. 事業等の実施・対内活動について

9月12日までに予定されている事業等については、緊急事態宣言の趣旨に鑑みて、中止もしくはWEBを基本として開催いたします。現地での実施については、政府及び愛知県からの制限要請を遵守した上で実施いたします。

委員会等の会議所内の活動については、原則WEBで開催することとし、懇親会の開催は禁止してまいります。

2. 名古屋JC会館の会館について

名古屋JC会館の常勤事務員の勤務は、職員の感染防止への配慮を行った上で、通常どおり行います。

上記職員及びやむを得ず会館に来訪される方については、会員・非会員を問わず、マスクの着用、手指消毒を義務化し、これらの要請に従えない方については、入場をお断りさせていただきます。

会員の会館の利用については、対面での作業が必要不可欠なものを除き、原則禁止としております。やむを得ず対面で作業する場合においては、換気の徹底、2mのソーシャルディスタンスの確保できる人数での利用の限定及びソーシャルディスタンスの確保の徹底等、新型コロナウイルス感染症対策を充分にして上で行います。

以上